

# 河東西小学校PTA規約

制 定 令和 5年 4月 22日  
最終改定 令和 年 月 日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、河東西小学校PTA（別称「河東西小学校保護者と教職員の会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を河東西小学校（以下「本校」という。）内におく。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が学び合うことで教養を高め、成果を家庭、学校、地域に還元し、児童の健全な成長と発達を図ることを目的とする。

(活動方針)

第4条 本会の活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 特定の政党や宗教等に係る活動を行わない
- (2) 特定の個人、法人又はそのほかの団体の営利を目的とした活動を行わない
- (3) 学校の管理運営については、その主体性を尊重し協力する
- (4) 学校の人事には、干渉しない
- (5) 前条の目的を達成するために、必要な他の団体や機関と協力して活動する

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、第4条の方針に則って次の活動を行う。

- (1) 会員相互の教養を高める活動
- (2) 本校における学習指導、学校行事などを支援する活動
- (3) 本校及び地域において、児童のより良い生活環境を整備する活動
- (4) 本校及び地域において、児童の安全の向上を図る活動
- (5) 会員相互及び地域との親睦を図る活動
- (6) その他、目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

(入会)

第7条 前条に該当する者は、運営委員会が特別な事情があると判断した者を除き、入会した者とみなす。

(会費)

第8条 会員は、1世帯あたり3000円（1か月分相当額250円）の会費を納めなければならない。また、兄弟姉妹等複数の児童をもつ場合、最低学年に属する児童を代表として納入する。

- 2 年の途中で入会した者の会費は、月割りで算出し、入会した翌月分から納めなければならない。
- 3 年の途中で退会した者の会費は、退会者の申し出があった場合に限り、申し出の翌月分から月割りで算出した支払った会費を返金する。申し出がない場合は、返金しない。

(権利)

- 第9条 会員は、規約、規程、規定、規則に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な活動に参加する権利を平等に享受する。
- 2 本部役員、委員長を引き受けた場合、第10条2項の義務は免除される。

(義務)

- 第10条 会員は、規約、規程、規定、規則に定めるものを遵守し、会の目的達成に必要な活動を行う義務を負う。
- 2 会員は、原則、一人の児童に対し一回は委員を引き受けなければならない。

(退会)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当し、運営委員会が認めた者は退会となる。
- (1) 転出等により児童の学籍が失われたとき
- (2) 児童の父母、又はこれに代わる保護者でなくなったとき
- (3) 退職、異動により教職員でなくなったとき
- (4) その他、特別な事情があり、その申し出があったとき

(除名)

- 第12条 会員が次のいずれかに該当した場合で、総会にて決議したときに除名することができる。
- (1) 本会の規約、規程、規定、規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名にあたる正当な事由があるとき

### 第3章 本部役員

(本部役員)

- 第13条 本会には、次の本部役員をおく。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長(男性) 1名以上2名以内
- (3) 副会長(女性) 1名以上2名以内
- (4) 母親代表 1名
- (5) 書記 3名以上5名以内(内1名は教頭)
- (6) 会計 3名(内1名は主幹教諭)
- (7) 会計監査 2名
- (8) 顧問 1名以上3名以内(校長及び運営委員会で必要と認めた者)

(職務及び権限)

- 第14条 本部役員は、次の職務及び権限を有する。
- 1 会長
- (1) 本会を代表し、代表役員として会務を総括する
- (2) 総会、運営委員会、本部役員会の招集
- (3) 本会を代表し、各種団体等の参加
- 2 副会長(男性)
- (1) 副会長は、会長を補佐し、本会業務を執行する
- (2) 会長が不在の時運営にはその職務を代理する
- (3) 総会、委員会、本部役員会において各役員、委員会からの報告および確認事項、依頼事項、協議事項等の取りまとめ、ならびに会議書類の作成
- (4) 運営委員会、本部役員会において司会進行を行う
- (5) きずな隊との協議、調整

### 3 副会長（女性）

- (1) 副会長は、会長を補佐し、本会業務を執行する
- (2) 会長が不在の時にはその職務を代理する
- (3) 各委員会の活動進捗管理
- (4) 各委員会から報告・連絡・相談があった場合、会長と学校に伝達をして、必要に応じて会長の了承の下、各委員会に的確な指示を出す
- (5) 総会資料などの各種配布資料の印刷・配布などの手配とチェック
- (6) ねこのてとの協議、調整

### 4 母親代表

- (1) 母親代表は、地区母親部会等に参加する
- (2) 「母親部会だより」発行配布または配信する。

### 5 書記

- (1) 役員名簿を作成
- (2) 運営委員会の案内と出欠確認、議事録を作成し「運営委員会だより」を発行配布または配信する
- (3) 適時、会員に連絡事項等がある場合の案内作成
- (4) 総会資料の作成
- (5) 各種資料、データの管理
- (6) 会議資料の印刷、配布、配信

### 6 会計

- (1) 毎月の出納、帳簿の作成、書き込み
- (2) 行事等の支出管理
- (3) 印鑑、通帳の管理
- (4) 備品管理
- (5) 運営委員会、本部役員会で会計報告
- (6) 総会資料の決算報告の作成
- (7) 総会資料のPTA基金積立金決算報告書の作成

### 7 会計監査

- (1) 本会の経理を監査する
- (2) 会計監査は、本部役員会、運営委員会の出席の義務はなく必要に応じて事業の報告を求め本会の業務及び財産の状況を調査することができる
- (3) 総会資料の会計監査報告書の作成

### 8 顧問

- (1) 顧問は、運営委員会、本部役員会に参加して会長の諮問に答え、本会の運営について指導助言することができる

（選考）

第15条 本部役員は、河東西小学校PTA本部役員選考規程に則って選考する。

- 2 前条にかかわらず、本部役員の人数が第13条に定める最低人数を下回り、本会の円滑な運営に支障をきたすなどの理由があるときは、必要に応じて補欠者を選出することができる。この場合、緊急事項として運営委員会により決議し、直近に開催される総会において報告する。

（任期）

第16条 本部役員の任期は、通常総会において選出された時に始まり、翌年度の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項に定める補欠者の任期は、前項にかかわらず、任期中の本部役員の残任期間と同一とする。

## 第4章 委員

(委員)

第17条 本会には、専門委員会、特別委員会を運営するため委員をおく。各委員の定数は次の通りとする。

- (1) 学級委員 各学級 1名以上3名以内
- (2) 地域委員 各地域 1名以上3名以内
- (3) 広報委員 各学年 1名以上6名以内
- (4) 保健体育委員 各学年 1名以上6名以内
- (5) 特別委員 全学年 6名以上

2 各委員会は委員の中から次の役職をおく。

- (1) 委員長 各委員会 1名
- (2) 副委員長 各委員会 1名以上3名以内
- (3) 書記委員 各委員会 1名以上3名以内
- (4) 会計委員 各委員会 1名以上3名以内

(職務及び権限)

第18条 委員長、副委員長、書記委員、会計委員（以下、委員会四役という。）は、次の職務及び権限を有する。

1 委員長

- (1) 委員会を代表し、委員会を総括する
- (2) 委員会の招集
- (3) 運営委員会の参加
- (4) 委員会を代表し、各種団体等の参加

2 副委員長

- (1) 副委員長は、委員長を補佐し、委員会業務を執行する
- (2) 委員長が不在の時にはその職務を代理する
- (3) 委員からの報告確認事項、依頼事項、協議事項等を取りまとめて、会議書類の作成をする
- (4) 委員会において司会進行を行う

3 書記委員

- (1) 委員会名簿を作成
- (2) 委員会の案内と出欠確認、議事録を作成する
- (3) 適時、委員に連絡事項等がある場合の案内作成
- (4) 総会資料の作成
- (5) 各種資料、データの管理
- (6) 会議資料の印刷、配布、配信

4 会計委員

- (1) 毎月の出納、帳簿の作成、書き込み
- (2) 行事等の支出管理
- (3) 印鑑、通帳の管理
- (4) 備品管理
- (5) 委員会で会計報告

(選考)

第19条 委員は、河東西小学校PTA委員選考規程に則って選考する。

- 2 前条にかかわらず、委員の人数が第17条に定める最低人数を下回り、委員会の円滑な運営に支障をきたすなどの理由があるときは、必要に応じて補欠者を選出することができる。この場合、緊急事項として運営委員会により決議し、直近に開催される総会において報告する。

(任期)

- 第20条 委員の任期は、通常総会において選出された時に始まり、翌年度の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前条第2項に定める補欠者の任期は、前項にかかわらず、任期中の委員の残任期間と同一とする。

## 第5章 総会

(種類)

- 第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第22条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

(権限)

- 第23条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 本部役員及び委員長の解任
  - (3) 規約の変更並びに規程、規定及び規則の制定、変更及び廃止
  - (4) 本部役員、委員長の承認
  - (5) 活動報告及び決算報告の承認
  - (6) 活動計画及び予算書の承認
  - (7) その他、会の運営上必要な事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、原則、毎年4月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。
- (1) 運営委員会が決議したとき
  - (2) 議決権の5分の1以上を有する会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が会長にあったとき

(招集)

- 第25条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

- 第27条 総会は、会員の総議決権数の3分の1以上をもって成立する。

(議決)

- 第28条 総会の決議は、出席した会員の有する議決権数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 2 前項の理由以外で、議長は会員として決議に加わることはできない。
  - 3 運営委員会の決議によって、書面又はSNSによる決議を行うことができる。

(議決権の代理行使)

- 第29条 会員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 2 代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、議決事項の否決や重要な意見等があり記録を残す必要がある場合に議事録を作成する。議決事項がすべて可決した場合には、議事録は作成しないものとする。

## 第6章 運営委員会

(種類)

第31条 運営委員会は、通常運営委員会及び臨時運営委員会の2種類とする。

(設置)

第32条 本会に運営委員会をおく。

(構成)

第33条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員、各委員会の委員長をもって構成する。

2 会計監査は、運営委員会の出席の義務はないが必要に応じて意見を述べなければならない。

(権限)

第34条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決議
- (2) 総会の決議した事項の執行
- (3) 本部役員、委員長の職務の執行の監督
- (4) 規約の変更並びに規程、規定及び規則の制定、変更及び廃止の審議
- (5) 活動計画の立案と補正予算の審議
- (6) 本部役員選考委員会、委員選考委員会と特別委員会の設置、解散
- (7) 本部役員選考の審議
- (8) 総会資料の作成及び運営
- (9) 総会の議事に関する事項の審議
- (10) その他、緊急事項等に関する決議

(開催)

第35条 通常運営委員会は、原則として8月を除き、毎月1回は開催する。

2 臨時運営委員会は、次に場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の4分の1以上の者から開催の請求があったとき

(招集)

第36条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面又はSNSをもって、開催日の前日までに本部役員、各委員会の委員長に通知しなければならない。

(議長)

第37条 運営委員会の議長は、会長又は会長が指名した本部役員、各委員会の委員長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 運営委員会は、決議について特別の利害関係を有する本部役員、委員長を除く本部役員、委員長の3分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

第39条 運営委員会の決議は、特別の利害関係を有する本部役員、各委員会の委員長を除く議決権数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

2 前項の理由以外で、議長は、本部役員、委員長として決議に加わることはできない。

(議決権の代理人)

第40条 本部役員は、他の本部役員を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 委員長は、所属している委員会の副委員長を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 3 代理権の授与は、運営委員会ごとに行なければならない。

(議事録)

第41条 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

## 第7章 本部役員会

(種類)

第42条 本部役員会は、通常本部役員会及び臨時本部役員会の2種類とする。

(設置)

第43条 本会に本部役員会をおく。

(構成)

第44条 本部役員会は、本会の円滑な運営と本部役員相互の連携を図るために、本部役員をもって構成する。

- 2 会計監査は、本部役員会への出席の義務はないが必要に応じて意見を述べなければならない。

(権限)

第45条 本部役員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の審議
- (2) 総会の決議した事項の執行
- (3) 運営委員会に提出する議事の立案
- (4) 計画等を協議する
- (5) 総会の資料の作成
- (6) 運営委員会の資料の作成及び運営
- (7) 総会の議事に関する事項の立案
- (8) その他、緊急事項等に関する事

(開催)

第46条 通常本部役員会は、原則として8月を除き、毎月1回は開催する。

- 2 臨時本部役員会は、次に場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 本部役員会の4分の1以上の者から開催の請求があったとき

(招集)

第47条 本部役員会は、会長が招集する。

- 2 本部役員会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面又はSNSをもって、開催日の前日までに本部役員に通知しなければならない。

(議長)

第48条 本部役員会の議長は、会長又は会長が指名した本部役員がこれにあたる。

(定足数)

第49条 本部役員会は、決議について特別の利害関係を有する本部役員を除く本部役員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

- 第50条 本部役員会の決議は、特別の利害関係を有する本部役員を除く議決権数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 2 前項の理由以外で、議長は、本部役員として決議に加わることはできない。

(議事録)

- 第51条 本部役員会の議事については、議決事項の否決や重要な意見等があり記録を残す必要がある場合に議事録を作成する。議決事項がすべて可決した場合には、議事録は作成しないものとする。

## 第8章 専門委員会

(種類)

- 第52条 専門委員会は、学級委員会、地域委員会、広報委員会及び保健体育委員会の4種類とする。

(設置)

- 第53条 本会に、次の委員会をおく。
- (1) 学級委員会 (委員選考委員会兼任)
  - (2) 地域委員会 (本部役員選考委員会兼任)
  - (3) 広報委員会
  - (4) 保健体育委員会

(構成)

- 第54条 委員会は、委員会四役及び委員をもって構成する。

(権限)

- 第55条 委員会は、次の活動を行うことができる。
- 1 学級委員会
    - (1) 児童教育に関する活動
    - (2) 家庭教育に関する活動
    - (3) 学年、学級の会員間の親睦を深める活動
    - (4) 学級環境整備の活動
    - (5) 学級費等の管理
    - (6) 委員選考委員会の運営
    - (7) 学校行事の支援
    - (8) ボランティア活動の支援
    - (9) その他、必要に応じての活動
  - 2 地域委員会
    - (1) 会員と児童の郷土愛を育む活動
    - (2) 本会と地域の連携に関する活動
    - (3) 各地域の児童を取り巻く環境整備の協力活動
    - (4) 各地域の会員の親睦を図る活動
    - (5) 本部役員選考委員会の運営
    - (6) 学校行事の支援
    - (7) その他、必要に応じての活動



- 3 広報委員会
  - (1) 機関紙の発行配布、配信
  - (2) 各委員会と連携して会員への情報提供の活動
  - (3) 本会の広報活動
  - (4) ボランティアの会員募集の協力
  - (5) 学校行事の支援
  - (6) その他、必要に応じての活動

- 4 保健体育委員会
  - (1) 運動会の運営を支援する活動
  - (2) 保健体育に関する活動
  - (3) 校内の環境整備の活動
  - (4) 学校行事の支援
  - (5) その他、必要に応じての活動

(開催)

第56条 委員会は、原則として8月を除き、毎月1回は開催する。

(招集)

第57条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面又はSNSをもって、開催日の前日までに委員に通知しなければならない。

(議長)

第58条 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

(定足数)

第59条 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

第60条 委員会の決議は、特別の利害関係を有する委員を除く議決権数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項の理由以外で、議長は、委員として決議に加わることはできない。

(議事録)

第61条 委員会の議事については、議事録を作成する。

## 第9章 特別委員会

(設置)

第62条 本会に、運営委員会で必要に応じて特別委員会をおく。

(構成)

第63条 特別委員会は、委員会四役及び委員をもって構成する。ただし、状況によっては、委員長の判断で構成してよい。

(開催)

第64条 必要な時に特別委員会を開催しなければならない。

(招集)

第65条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面又はSNSをもって、開催日の前日までに委員に通知しなければならない。

(議長)

第66条 委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

(定足数)

第67条 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

第68条 委員会の決議は、特別の利害関係を有する委員を除く議決権数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

- 2 前項の理由以外で、議長は、委員として決議に加わることはできない。

(議事録)

第69条 委員会の議事については、議事録を作成する。

## 第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第70条 本会の資産は、次に掲げるもので構成する。

- (1) P T A 基金積立金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第71条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、運営委員会の決議により定める。

(経費の支弁)

第72条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(活動計画及び収支予算)

第73条 本会の活動計画書、収支予算書については、通常総会が行われる前の運営委員会に会長が提出し運営委員会で承認を得なければならない。

(活動報告及び決算)

第74条 本会の活動報告書、決算書については、会計監査の監査を受け、通常総会が行われる前の運営委員会に会長が提出し運営委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第75条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

## 第11章 管理

(事務局)

第76条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、運営委員会が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第77条 規約を事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- 2 会員名簿の閲覧については、本部役員しか確認できない。委員が閲覧する場合は、本部役員の承諾をもらって閲覧する。
- 3 次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 活動計画書及び予算書
  - (2) 活動報告書及び決算書
  - (3) 本部役員、委員会の名簿
- 4 総会及び運営委員会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第78条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第79条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第13章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第80条 本規約の変更は、総会において出席した会員の有する議決権数の3分の2をもって決し、可否同数の場合は議長が決することによる。

(解散)

第81条 本会の解散は、総会において出席した会員の有する議決権数の3分の2をもって決し、可否同数の場合は議長が決することによる。

## 附則

この規約は、令和5年4月22日から施行し、令和5年4月22日から適用する。

# 河東西小学校PTA本部役員選考規程

制 定 令和 5年 4月 22日  
最終改定 令和 年 月 日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規定は、河東西小学校PTA（以下、「本会」という。）規約第15条に基づく本会の本部役員の選考方法に関する事項を規程する。この規程の元、円滑に本部役員が選考されることを目的とする。

## 第2章 本部役員選考委員会

(構成)

第2条 本部役員選考委員会（以下、選考委員会という。）は、地域委員会により構成される。

- 2 選考委員会の長は、地域委員長とする。
- 3 本部役員は、オブザーバーとして選考委員会に出席できる。

(設置)

第3条 本部役員選考委員会は、本会の運営上、必要な場合に運営委員会の決議によって臨時に設置することができる。

(選考方法)

第4条 役員の選考は、次の要領で行う。

- (1) 会員に本部役員の立候補及び推薦を求める。
- (2) 選考委員会は、対象となった会員を慎重に選考する。
- (3) 選考委員会の内容は、秘密事項であり、外部に漏らしてはいけない。
- (4) 選考委員会は、総会で選考結果の報告を行い、会員の承諾を得る。

(解散)

第5条 本部役員選考委員会は、次年度の本部役員の選出をもって、運営委員会での決議によって解散する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月22日から施行し、令和5年4月22日から適用する。

# 河東西小学校PTA委員長・副委員長・書記委員・会計委員、委員選考規程

制 定 令和 5年 4月 22日  
最終改定 令和 年 月 日

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規定は、河東西小学校PTA（以下、「本会」という。）規約第19条に基づく本会の委員長・副委員長・書記委員・会計委員（以下、委員会四役という。）、委員の選考方法に関する事項を規程する。この規程の元、円滑に委員が選考されることを目的とする。

## 第2章 委員選考委員会

(構成)

第2条 委員選考委員会は、学級委員会により構成される。  
2 委員選考委員会の長は、学級委員会の委員長とする。  
3 本部役員は、オブザーバーとして委員会選考委員会に出席できる。

(設置)

第3条 委員選考委員会は、本会の運営上、必要な場合に運営委員会の決議によって臨時に設置することができる。

(委員の選考方法)

第4条 委員の選考は、次の要領で行う。  
(1) 委員選考委員会は、各学級、各学年、各地域から各委員会の委員を立候補及び推薦を求めて選出する。  
(2) 委員選考委員会は、選出された会員を慎重に選考する。  
(3) 委員選考委員会は、選考した委員を委員会毎に招集し、委員会四役を立候補及び推薦を求めて選出する。  
(4) 委員選考委員会は、選出された委員会四役を慎重に選考する。  
(5) 委員選考委員会は、選考結果を運営委員会で報告し、承認を得る。  
(6) 委員選考委員会の内容は、秘密事項であり、外部に漏らしてはいけない。  
(7) 委員選考委員会は、総会で選考結果の報告を行い、会員の承諾を得る。

(委員会四役の選考方法)

第5条 委員会四役の選考は、次の要領で行う。  
(1) 委員会で立候補及び推薦を求めて選出する。  
(2) 決まり次第、運営委員会に報告する。

(解散)

第6条 委員選考委員会は、次年度の委員の選出をもって、運営委員会での決議によって解散する。

## 附則

この規程は、令和5年4月22日から施行し、令和5年4月22日から適用する。

# 河東西小学校PTA旅費規程

制 定 平成10年 5月16日  
最終改定 平成19年 4月 2日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会員の研修及び会の発展のために行動して要す旅費の支払いについて定める。

(旅費の支給)

第2条 会長の命令により出張した場合は、旅費を支給する。

2 旅費は、交通費、宿泊費、弁当代として、次の額を支給する。

	自家用車使用	公共交通機関使用
宗像市内	500円	実費の全額を支給する。 (駐車料金を含む)
福津市	500円	
上記以外の県内	1,500円	
県外	交通費、宿泊費を含む実費の全額を支給する。	

・ 昼食をはさみ、1日の場合は、弁当代として別途600円支給し、半日の場合は、交通費のみとする。  
・ 自家用車を使用して、大島・地島等離島へ出張の場合は、駐車料金を含め実費支給とする。

(規定事項以外の措置)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の協議により処理する。

### 附則

この規程は、平成10年5月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

### 附則

この規程は、平成11年5月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

### 附則

この規程は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

# 河東西小学校PTA慶弔規程

制 定 平成10年 5月16日  
最終改定 平成15年 5月 1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会員及びその児童の慶弔について定める。

(死亡弔慰金)

第2条

- 1 会員又はその児童等が死亡したときは、死亡弔慰金を支給し、弔電を打つ。
- 2 死亡弔慰金の額は、10,000円とする。
- 3 葬儀等へは、会代表、地域代表、学級委員のいずれかが参列するものとする。

(餞別)

第3条 教師会員が退職したときは、せん別として5,000円を支給する。

(初盆供物料)

第4条

- 1 会員又はその児童が死亡した場合で、死亡したものの初盆に際し供物料を支給する。
- 2 供物料の額は、3,000円とする。

(返礼等の禁止)

第5条 この規程による給付金に対しては、返礼等をしてはならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を受けなければならない。

(規定事項以外の措置)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部役員会または運営委員会の協議により処理する。

## 附則

この規程は、平成10年5月16日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

## 附則

この規程は、平成11年5月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

## 附則

この規程は、平成15年5月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

# 河東西小学校PTA基金規程

制 定 平成13年 5月 2日  
最終改定 平成16年 4月 1日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は学校創立記念事業等の財源の確保を図ることを目的とする。

(積み立ての範囲)

第2条 基金の積み立ては、次の各号に定める額について行う。

- 1 一般会計の次年度繰越金の10分の1(1,000円未満切捨て)
- 2 積み立てた金額から生ずる利息・その他の収入

(基金の管理及び運用)

第3条 基金は金融機関への預金その他最も確実な方法により管理及び運用するものとする。

(基金の支出)

第4条 基金は次の各項に掲げる場合に限り、これを支出することができる。

- 1 学校創立の記念事業等を行う場合
- 2 その他必要やむを得ない特別の理由により、運営委員会によって承認され会長が決裁した場合、かつ総会によって承認された場合

(運用状況の報告)

第5条 基金の運用状況並びに支出の状況については、毎年決算報告を総会の際に報告しなければならない。

## 附則

この規程は平成13年5月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

## 附則

この規程は平成16年4月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。